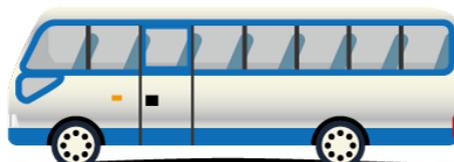
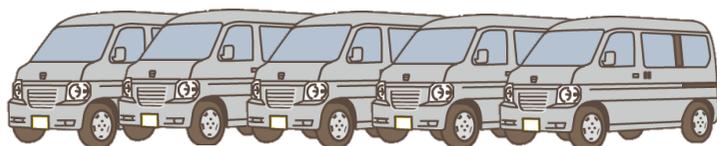


～ 介護事業所の事業主・管理者等の皆様へ ～

# 安全運転管理者の選任・届出 の手続きはお済みですか？



- 5台以上の車両を使用、又は乗車定員11人以上の車両を1台以上使用している事業所は使用の本拠ごとに安全運転管理者を選任しなければなりません。また、車両の台数が20台を超えるごとに副安全運転管理者を選任しなければなりません。（道路交通法第74条の3第1項、第4項）

※ 選任義務に違反すると50万円以下の罰金に処せられることがあります。

- 届け出要領は千葉県警察のホームページ

「安全運転管理者等の届け出手続きについて」を参照してください。

- 事業主(使用者)は、選任した安全運転管理者に交通安全教育などの業務に必要な権限を与えなければなりません。

- また、事業主は安全運転管理者等に、公安委員会が行う「安全運転管理者等講習」を受講させる義務を負っています。（同法第74条の3第8項）

講習を受け  
てください。

必要な権限  
があります。

## 安全運転管理者の業務

- 事業所での安全運転を確保するため、交通安全教育を推進したり、点呼等による運転者把握、必要な指示、指導など、法律で定められた業務があります。



- 事業所における飲酒運転を根絶するために下記の業務を行わなければなりません。

ア 運転前後の運転者の状態を目視等によるほか、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認する。

イ 確認の内容を記録し、その記録を1年間保存する。

ウ アルコール検知器を常時有効に保持する。

- 安全運転管理者の具体的な業務の実施要領は公安委員会が毎年行っている「安全運転管理者等講習」で説明しますので、安全運転管理者を選任した場合は必ず受講させてください。

詳しくは（一社）千葉県安全運転管理協会 TEL 043-227-0073におたずねください。